

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第50号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟市病院事業使用料及び手数料条例（昭和34年新潟市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	分娩型居室	1日	16,200円	を
非紹介患者初診時負担額		1回	2,160円	

」

「

	分娩型居室	1日	16,200円	に
非紹介患者初診時負担額	医科	1回	5,400円	
	歯科	1回	3,240円	
紹介後患者再診時負担額	医科	1回	2,700円	
	歯科	1回	1,620円	

」

改め、同表備考に次のように加える。

- 3 紹介後患者再診時負担額は、他の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床の病床数が500床未満の病院に限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行つたにもかかわらず、再診を受ける者（緊急その他やむを得ない事情がある場合に再診を受ける者を除く。）の当該再診について徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった非紹介患者初診時負担額については、なお従前の例による。